

川崎市夢見ヶ崎動物公園魅力向上関連事業への寄附に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市夢見ヶ崎動物公園（以下「動物公園」という。）の魅力向上に関連する事業に対して、個人又は企業その他団体から寄せられる寄附の受納に関する事務について、必要な事項を定める。

(寄附の手続き等)

第2条 個人、企業又は団体であつて寄附をしようとする者は、寄附申込書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、個人からの寄附金の場合は、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱（平成20年12月5日20川財庶第409号）第4条第2項に規定する「川崎市ふるさと納税申出書」に代えることができるものとする。

(受納書)

第3条 市長は、寄附金品等を受納した場合は、寄附受納書（第2号様式）を寄附者へ交付するものとする。但し、寄附者が特定できない場合はこの限りではない。

(寄附者への謝意)

第4条 寄附者への謝意については、市長名の礼状等により行うものとする。但し、寄附者が希望しない場合はこの限りではない。

2 次に掲げる場合は、動物公園のホームページでの公表により謝意を表明するものとする。但し、寄附者が希望しない場合はこの限りではない。

(1) 年度内の寄附金品等の金額又は価格が20,000円以上の場合（寄附者が企業その他の団体の場合に限る。）

(2) その他建設緑政局長が必要と認めた場合

3 次に掲げる場合は、感謝状を贈呈することができる。

(1) 年度内の寄附金品等の金額又は価格が100,000円以上の場合

(2) その他建設緑政局長が必要と認めた場合

4 次に掲げる場合は、市長が指定する場所に、銘板を掲示することができる。なお、銘板は寄附者毎に寄附を受けた年度内に1枚までとし、寄附を受けた年度内に限り掲示するものとする。

(1) 年度内の寄附金品等の金額又は価格が20,000円以上の場合（寄附者が個人の場合に限る。）

(2) 年度内の寄附金品等の金額又は価格が100,000円以上の場合（寄附者が企業その他の団体の場合に限る。）

5 第1項から第3項に掲げる場合は、その都度行い、第4項に掲げる場合は、規定を満たした場合に行う。なお、感謝状は、必要に応じて市長から贈呈する。

(報告)

第5条 受納後の処理経過、結果等について、寄附報告書（第3号様式）を建設緑政局長に受納の翌月15日までに提出し、報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、受納に関し必要な事項は、建設緑政局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(第1号様式)

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

寄附者 住 所
団体名
氏 名
(代表者)
連絡先

寄 附 申 込 書

次のとおり寄附をしたいので申し入れます。

1 寄附の種類

2 金額・数量

3 謝意の希望の確認

(寄附者が個人の場合)

礼状を希望 する しない

銘板を希望 する しない (年度内の寄附金品等が20,000円以上の場合)

感謝状を希望 する しない (年度内の寄附金品等が100,000円以上の場合)

(寄附者が企業その他の団体等の場合)

礼状を希望 する しない

ホームページでの公表を希望 する しない (年度内の寄附金品等が20,000円以上の場合)

銘板を希望 する しない (年度内の寄附金品等が100,000円以上の場合)

感謝状を希望 する しない (年度内の寄附金品等が100,000円以上の場合)

(第2号様式)

年 月 日

住所

(団体名)

氏名 様

川崎市長名

寄附受納書

いただきました寄附につきまして、ありがたく受領いたしました。

1 寄附金品等の種類

2 金額または数量

3 受納日 年 月 日

(担当)
電話

